



## 放射線検査等の作業台帳の 管理徹底・永久保存を確認

労使安全専門委員会

六月二十日に開催した労使安全専門委員会は、四月優先の検査体制の四日中央団交にて要求した島原発が終息していない現状から、労使が確認するまで引き続き継続することを確認した。尚、四日以外の検査体制について、労使から信頼性や不安等、疑義が生じていることを報告し、適切な措置や調査を要請した。更には、放射線検査や当該港湾作業に従事した労働者の作業台帳等の必要書類について、当面の間は廃棄しないよう、永久保存を労使確認した。このことは、作業台帳等の管理を徹底する中で、第二の

石綿被害等にならないよう、いつ・誰が・どこで・就労したか、これらは長期的な保管の必要性から、絶対的かつ当該労使によるチェック体制が今後重要な取り組みとなってくる。また、放射線量に関する健康診断について、業側からICRP（国際放射線防護学会）の勧告となる基準との関係から健康への影響は極めて低いとの見解を示したが、労使が安全であるとの統一した考え方を示すためには、労側としても若干調査研究を行う必要性から、直ちに健全な結論を出さず、小委員会で協議することとした。



「ぶっつぶそう！ 高裁 不当判決」と題し、六月二十六日決起集会が、JAL 開催された。会場は、裁判ルールを逸脱し、熱気漂う集会で



## ぶっつぶそう！ 不当判決

「ぶっつぶそう！ 高裁 不当判決」と題し、六月二十六日決起集会が、JAL 開催された。会場は、裁判ルールを逸脱し、熱気漂う集会で



最後に、強風・突風時のガントリークレーンの逃走等から、港湾労働者の安全を確保するための安全対策の徹底である。業側より、平成二四年八月に国交省が作成した「コンテナクレーンの逃走防止のためのモテル運用規定」が提出され、それに沿って各地区で協議を行っているとの認識が示された。今後、各地区港湾での運用規定の点検活動を心して働ける職場環境であると同時に、強風時等の作業中止の判断責任者や作業中止基準風速など、統一できる箇所は中央労使が主体となって行っていくべきとし、強風や地震、津波等の自然災害に対し、荷役中

あった。全国港湾からは、単組、京浜地区港湾を中心に二〇名あまりが参加した。二〇一〇年大晦日、日本航空は一六五名に及ぶ違法・不当な整理解雇を強行した。一年一月に、原告は解雇撤回と職場復帰を求めて東京地裁に提訴したが、一二年三月乗員裁判、三十一日各乗員裁判において整理解雇を容認する不当判決が出された。原告らは地裁判決の撤回を求め、高裁に提訴、控訴審をたたかいた。今回の解雇がものを言う組合潰しの不当労働行為であること等を新証拠に基づき立証したが、先の六月三日各乗、五日乗員裁判で最高裁は、地裁判決を支持・補強し、真実の究明を放棄、会社更生計画の前に人権を退けた不当判決を出した。

## シャモ樽

国から派遣会社などの人材ビジネスへ、多くのお金を流し込む仕組みが作られている。その裏で動いたのが、派遣会社、パソナの竹中平蔵会長だ。この仕組みは、労働者移動支援助成金。企業が事業縮小に伴って労働者を解雇するとき、その再就職のお世話を事業に補助金を出すと言ったのだ。たとえは、ある会社が一〇〇人をリストラするとする。その再就職支援をパソナに委託すれば、その時点で最大一〇〇万円が出る。さらに同社が休職中の労働者に訓練等を行ない、六ヶ月以内に就職できれば五〇〇万円。合計六〇〇万円となる。まさに「解雇がビジネスチャンスになる」。この再就職の形にも問題がある。週二十時間以上の仕事なら派遣でもパートでもOK。本人がハローワークの紹介で仕事を見つけた場合も補助が出る。パソナにとって、こんなうまい話はない。

竹中氏は昨年の産業競争力会議で「労働者移動型の政策にもっと力を出せ」と主張している。それを受けて政府が今年の三月からスタートさせたのが、今回の助成金だ。しかし、利用状況は芳しくないという。そもそも民間企業や労働者に需要があったのかどうか雇用確保に使う金を削ってまでこんな助成金を作った厚生労働省の姿勢が問われる。